

夢づくり地域交付金事業審査結果票(大湫地区)

事業名

大湫町交流施設改修備事業

<p style="text-align: center;">必須評価項目 (該当しない場合、補助金の対象とならない項目)</p>	(1) 規則第3条第1項関係	対象事業が、地域の活性化や課題解消のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業または地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業であること。	○
	(2) 規則第3条第2項関係	1. 市の実施する事業と重複しないこと。	○
		2. 宗教・政治活動に関するものでないこと。	○
		3. 区長会と連携が取られているものであること。	○
		4. 施設の維持管理にかかるものではないこと。	○
		5. 同一(関連)事業については、前回実施年度から1年以上経過しているものであること。	○
		6. 同一(関連)事業についての申請が3回を超えていないこと。	○
		7. 事業完了後に財産管理が適切に行われるものであること。	○
		8. 事業完了後に維持費の確保が適切に行われるものであること。	○
<p style="text-align: center;">評点項目 (合計得点により交付する事業とするのかを判断する項目)</p> <p>※点数は、審査会委員の平均点となります。</p>	<p style="text-align: center;">要綱第7条関係</p>	1. 次の①・②いずれかを選択 ①地域の活性化や課題解消のために効果が高い事業であるか。 ②地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業であるか。 (成果目標の実現可能性についての判断など)	16.0
		2. 住民総意の事業であるか。	3.8
		3. 内容・予算規模が適正な事業であるか。	4.0
		4. 効果が不特定多数の住民に及ぶ事業であるか。	3.6
		5. 地域の特性や資源を活かした事業であるか。	3.6
		6. 将来的にまちづくりの自立に寄与する事業であるか。	3.8
		7. その他(アピールしたい点)	3.5
	合計	38.3	
備考欄 (指示・意見等)	<p>・町外の方にも広く利用していただくためにも、受付窓口の設置、いつでも気軽に利用できる体制など、利用体制の整備を行っていただきたい。(審査委員)</p> <p>・現在、パターゴルフ場の存在を町外の方は知らないと思います。PR法を考え、利用者の確保に努め、交流を拡大していく検討をしていただきたい。HP等に大きく掲載するなど、広くPRしていただきたい。(審査委員)</p> <p>・交流拡大のための施設整備であり、整備後、これまで以上の利用に期待します(年数回の大会開催 など)。(審査委員)</p> <p>・町民ボランティアを多く募ってパターゴルフ場の整備をしていただきたい。また、一層の町民交流の場となるように活用していただきたい。大湫町の人口減少対策の1つとなるような場にしていただきたい。 改修後の施設の維持管理の計画を立て、大切に利用していただきたい。(事務局)</p> <p>・町外の方にも広くPRし、町内外の交流を広めていただきたい。また、今後の活用を検討し、更なる大湫町活性化のための事業展開を期待します。(事務局)</p> <p>・パターゴルフは、小さい子供からお年寄りまで気軽にできるスポーツだと思いますので、町民に限らず、市内外の方も利用できるように周知と整備をお願いします。また、整備については、「大湫らしさ(大杉や大湫宿を看板に描く 等)」を取り入れると良いと思います。(事業担当支援職員)</p>		